

## 第8号議案

中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年中間市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「職員数に関する」を「職員の数の」に改め、同条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条第4号中「処分」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(中間市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 中間市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「対し、」の次に「その者の」を、「以前」の次に「における直近の人事評価の結果及び基準日以前」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(中間市一般職職員の給与に関する条例の一部改正の特例)
- 2 第2条の規定による改正後の中間市一般職職員の給与に関する条例は、次に掲げる職員について適用し、その他の職員については、なお従前の例による。
  - (1) 中間市一般職職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)別表第1行政職級別職務分類表の表中職務の級が5から7までの職員(主査幹を除く。)
  - (2) 条例別表第1の2消防職級別職務分類表の表中職務の級が5から7までの職員
  - (3) 条例別表第1の4医療職級別職務分類表(2)の表中職務の級が6の職員
  - (4) 条例別表第1の5医療職級別職務分類表(3)の表中職務の級が6の職員

(第1条関係)

中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>職員の任免及び職員数の状況</u></p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>職員の休業の状況</u></p> <p>(6) <u>職員の分限及び懲戒の状況</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び<u>職員数に関する状況</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>

(11) (略)

(8) (略)

(第2条関係)

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況</u>に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定めるものを除く。）についても同様とする。</p> <p>2-4 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における<u>その者の勤務成績</u>に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定めるものを除く。）についても同様とする。</p> <p>2-4 (略)</p>